

フィリピン ビジネスガイド

2018年5月

 **三井住友銀行**
グローバル・アドバイザリー部

Global Advisory
Department

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、一般に信頼できるとされるデータに基づき作成致しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。また、本資料はお客様の参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客様及びお客様担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることは、ご遠慮いただきますようお願い致します。最後のページに当資料の利用に関する留意点を掲載しています。

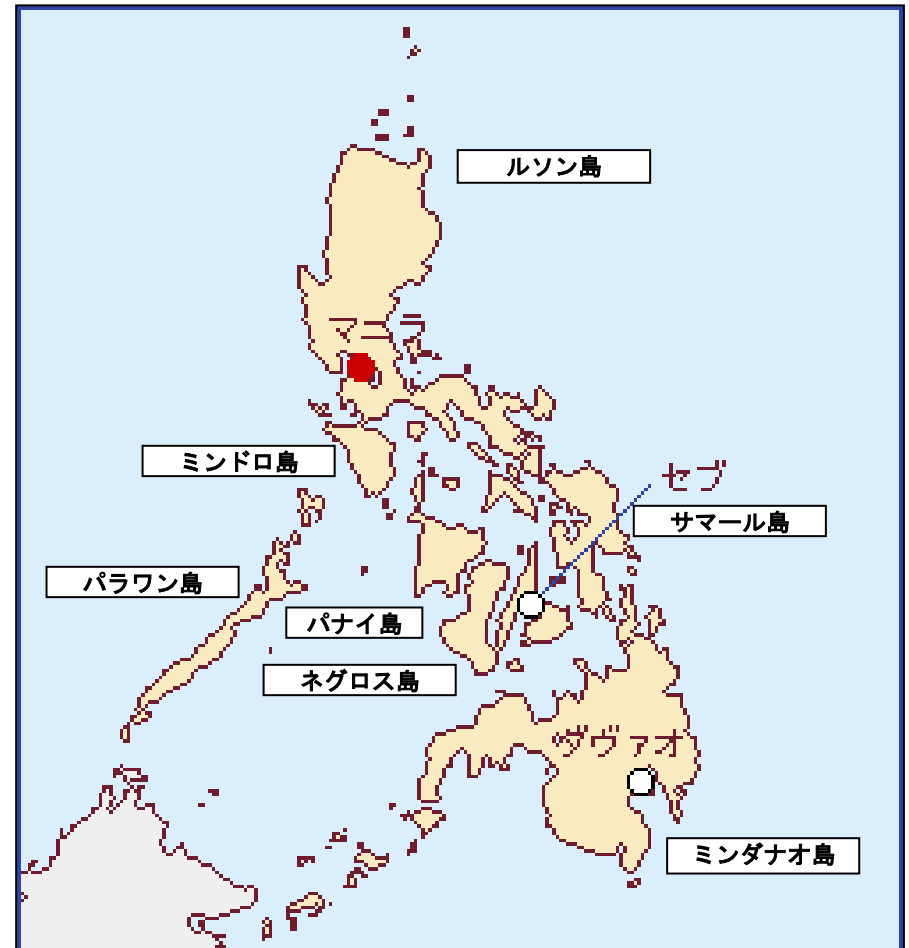
LEAD THE VALUE

1. 基本情報	2
2. 概要	
2.1 フィリピンの特徴	3
2.2 労働力動向	4
2.3 経済動向	5
2.4 消費動向	6
2.5 投資・産業動向	7
3. 主要経済指標	11
4. 投資規制	
4.1 外資規制①	12
4.2 外資規制②	13
5. 進出手続き	
5.1 進出形態	14
5.2 投資申請手続き	15
6. 投資優遇措置	
6.1 概要	17
6.2 BOIの概要	18
6.3 PEZAの概要	19
7. 税制	
7.1 所得課税	20
7.2 消費課税・付加給付税	21
7.3 国際課税	22
8. 貿易・為替管理制度	23
9. 金融動向	24
10. インフラ	
10.1 工業団地	25
10.2 物流インフラ	26
10.3 主なインフラ開発プロジェクト	27
10.4 電力・通信	28
11. 労働事情	
11.1 賃金動向	29
11.2 労働管理・労働市場	30

1. 基本情報

- ◆ 日本から南南西約3,000kmの距離に位置し、8つの大きな島を中心に、7,100以上の島々からなる群島国家。
- ◆ スペインや米国による支配の影響で、国民の90%以上がキリスト教信者であり、欧米文化と土着文化が混在。

国名	フィリピン共和国 (Republic of the Philippines)
面積	29.9万平方キロメートル (日本の約8割)
人口	10,418万人(2016年)
名目GDP	3,049億米ドル(2016年) ASEAN域内第3位
首都	マニラ
言語	フィリピン語および英語 (80前後の言語がある)
宗教	カトリック(83%)、その他のキリスト教(10%) イスラム教(5%)
政体	立憲共和制
元首	ロドリゴ・ドゥテルテ (2016年6月30日就任 任期6年)
議会	二院制(上院24議席/下院297議席)



(出所)IMF「World Economic Outlook」2017年10月版、
外務省ウェブサイト「国・地域情報」、フィリピン統計局(PSA)ウェブサイト

2.1 概要「フィリピンの特徴」

- ◆ 英語が堪能で、高い教育を受けた労働人口が豊富。賃金上昇率が低いうえ、労務管理を行いやすい。
- ◆ 海外出稼ぎ労働者（OFW: Overseas Filipino Workers）に下支えされた個人消費の拡大により、国内市場が成長。

1. 豊富で質の高い労働力

- (1) 人口の40%以上が20歳未満であり、生産年齢人口の比率が高い期間が長く続く。
- (2) 賃金上昇率が5%程度と低いことに加え、親日度が高く、労働争議が少ない。
- (3) 小学校1年から英語の授業があり、英語公用語国のうち人口は第3位（1位はインド、2位はナイジェリア）。コールセンターやIT関連業務のアウトソーシング先として、IT-BPO（Business Process Outsourcing）産業が成長。

2. 拡大する消費市場

- (1) GDPの約7割を占める個人消費により、国内市場が成長。
- (2) 中間所得層の拡大により、個人消費が増加。世帯支出額は1997年から2015年にかけて約2.2倍に拡大。

3. 外資の積極的誘致

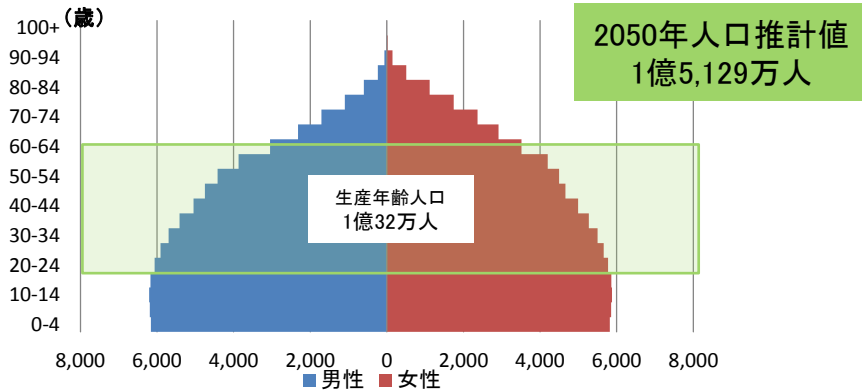
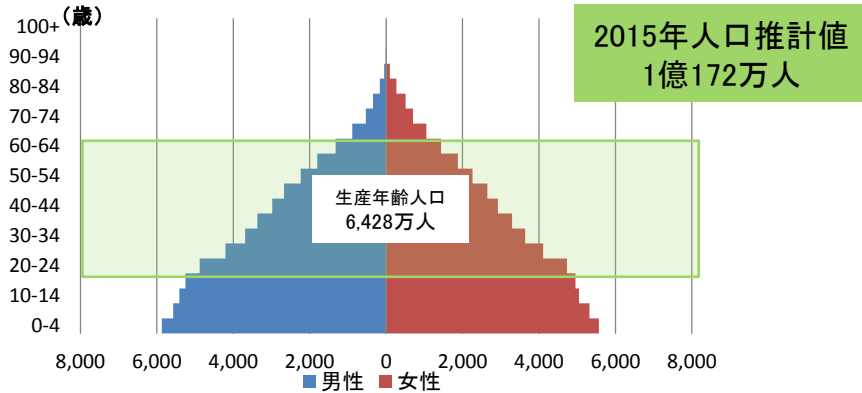
- (1) 投資優先計画による優遇措置の適用等、製造業・サービス業共に、政府は外資導入に積極的。
- (2) 2016年、日本からの直接投資額は世界第3位（1位はオランダ）。

（出所）各種報道

2.2 概要「労働力動向」

- ◆ 生産年齢人口の増加が見込まれ、今後も豊富な労働力の供給が可能。
- ◆ 平均年齢が若く、合計特殊出生率も高いため、今後も継続して若年労働力を確保できる見込み。

人口分布推移



年	2015年	2020年	2030年	2040年	2050年
人口(億人)	1.02	1.10	1.25	1.39	1.51

(出所) 国際連合「World Population Prospects 2017」

(注1) 生産年齢人口は、15歳以上65歳未満の人口層。2015年以降の人口は、国連推計値。なお、IMF WEO最新値(2016/10)では、2015年人口は1億215万人。

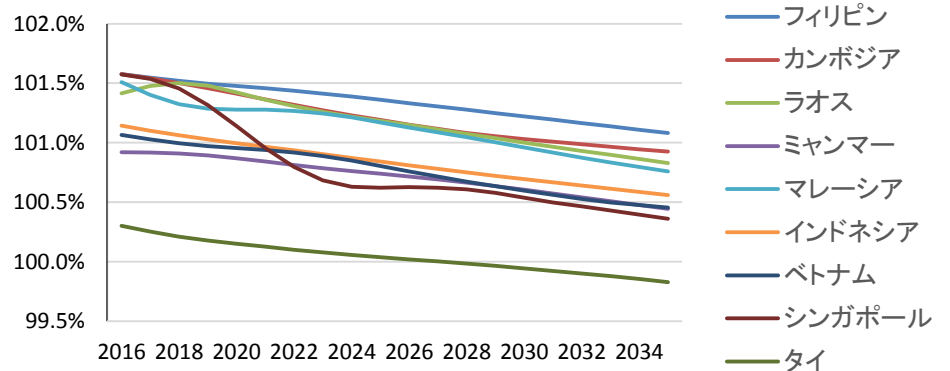
ASEAN10カ国における平均年齢、合計特殊出生率のランキング

順位	国名	平均年齢(歳)
1	ラオス	23.0
2	フィリピン	23.5
3	カンボジア	25.3
4	マレーシア	28.5
5	ミャンマー	28.6
6	ブルネイ	30.2
6	インドネシア	30.2
8	ベトナム	30.5
9	シンガポール	34.7
10	タイ	37.7
(参考)	日本	47.3

順位	国名	合計特殊出生率(%)
1	フィリピン	3.02
2	ラオス	2.70
3	カンボジア	2.52
4	マレーシア	2.50
5	ミャンマー	2.17
6	インドネシア	2.11
7	ベトナム	1.81
8	ブルネイ	1.78
9	タイ	1.52
10	シンガポール	0.83
(参考)	日本	1.41

(出所) CIA「The World Factbook 2017」

ASEAN諸国の対前年比人口伸び率(注2)



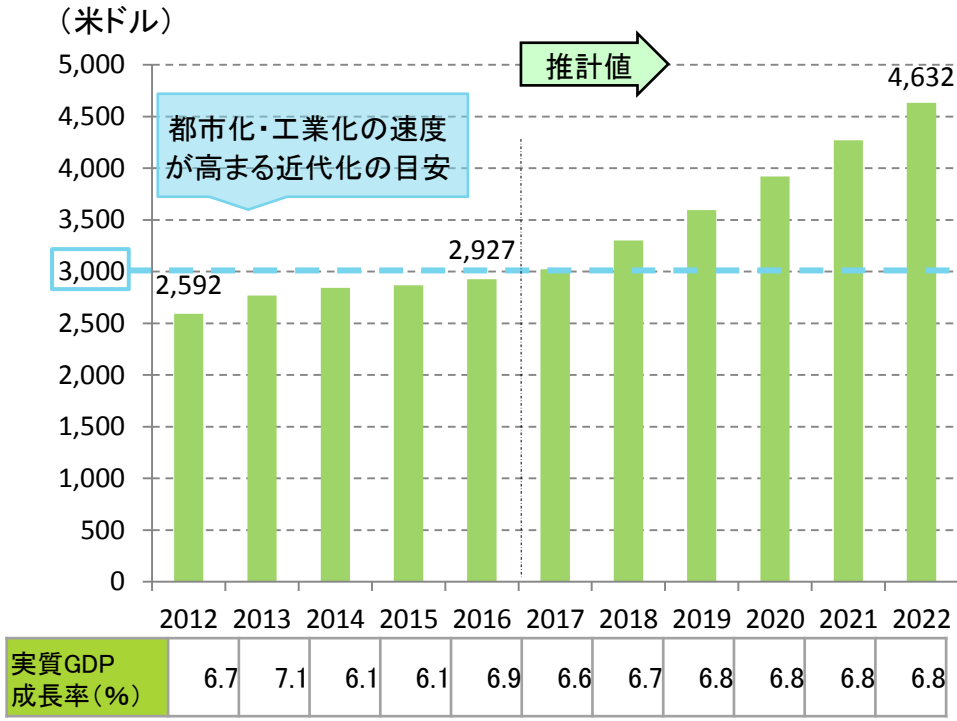
(出所) 国際連合「World Population Prospects 2017」

(注2) 予測値。フィリピンはASEAN諸国の中で最も高い人口伸び率

2.3 概要「経済動向」

◆ 1人当たりGDP額は2017年に3,000米ドルを突破する見込み。

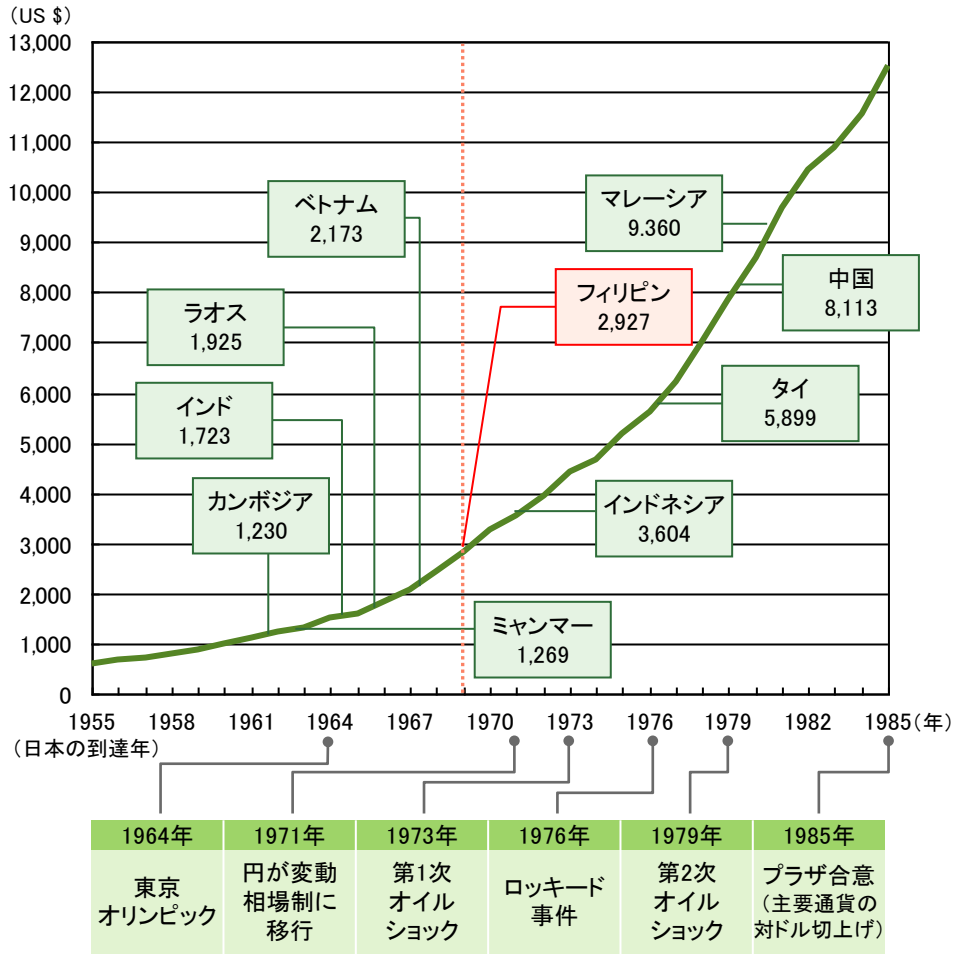
1人当たりGDP額の推移



(出所)IMF「World Economic Outlook」2017年10月版、ジェトロウェブサイト、CEIC

(注)フィリピン統計局発表では2017年の実質GDP成長率は6.7%
マニラの1人当たりGDPは2016年9,092米ドル

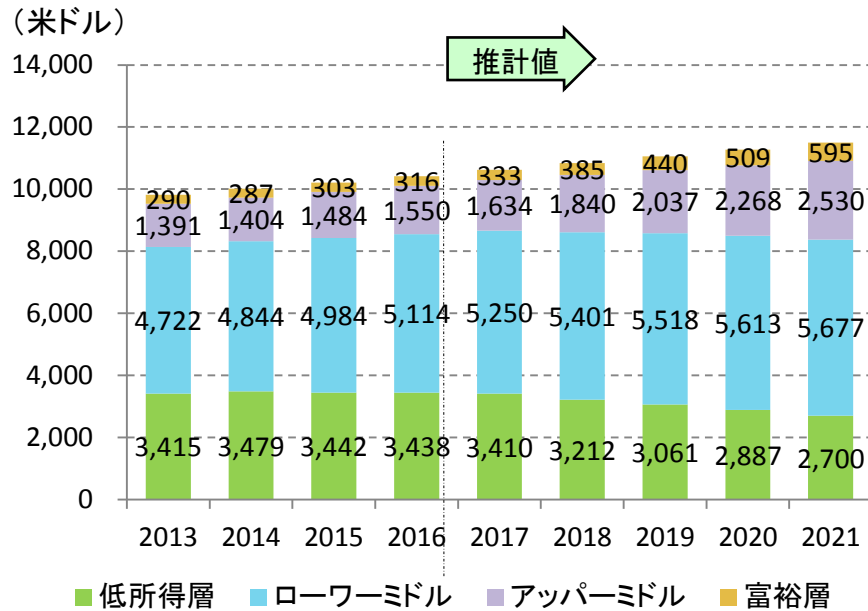
一人当たりGDP (2016年) : 日本の推移とアジア各国の比較



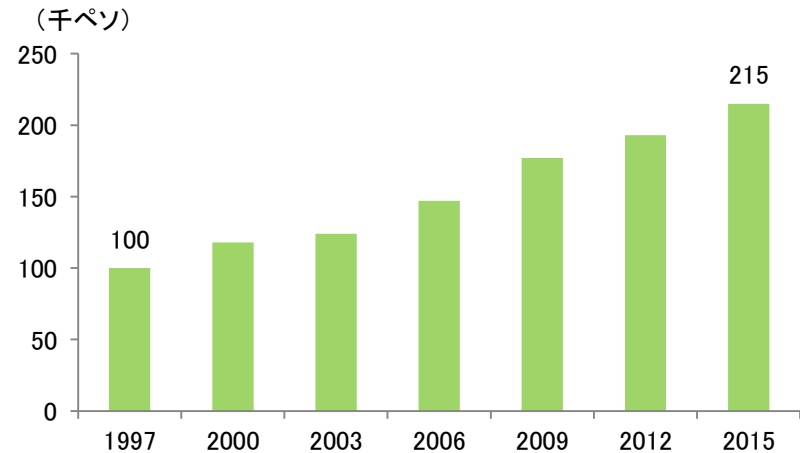
2.4 概要「消費動向」

- ◆ 中間所得層人口の増加により、国内消費市場が拡大中。
- ◆ 世帯支出額は1997年から2015年にかけて約2.2倍に拡大。
- ◆ 支出の内訳をみると、生活を維持するための食費や住居費で支出の約6割を占めている。

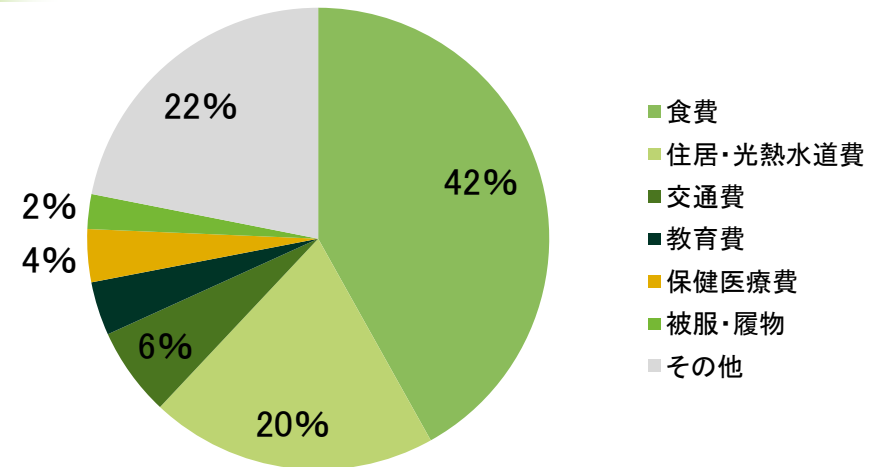
所得層別人口の推移



世帯支出額(平均値)の推移



世帯支出の内訳 (2015年)



		世帯年間可処分所得
富裕層		35,000米ドル以上
中間所得層	アッパーミドル	15,000米ドル以上～35,000米ドル未満
	ローワーミドル	5,000米ドル以上～15,000米ドル未満
低所得層		5,000米ドル未満

(出所) Euromonitor International「Passport」

IMF「World Economic Outlook」2017年10月版

(注) 富裕層／中間所得層／低所得層の定義は、「平成28年版通商白書」に基づく。

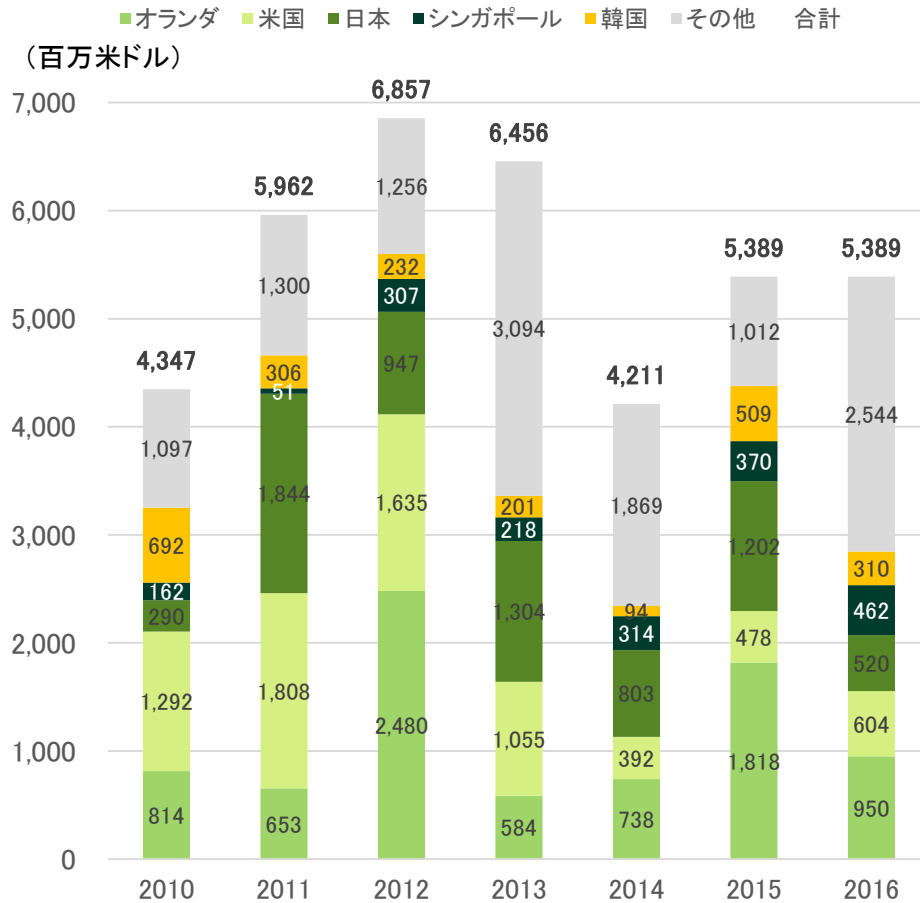
世帯可処分所得別の家計人口を各所得層の家計比率×人口で算出。

(出所) フィリピン統計局「Family Income and Expenditure Survey (FIES)」

2.5 概要「投資・産業動向」

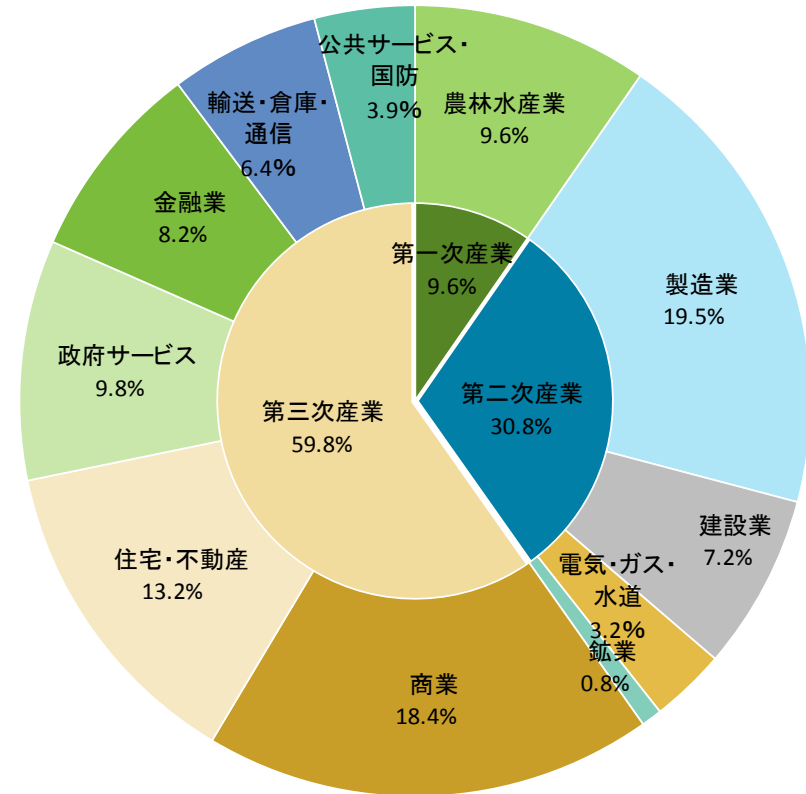
- ◆ 国・地域別の外国直接投資額は、日本が世界第3位。
- ◆ 商業や住宅・不動産等、第三次産業の比率が高い。

外国直接投資の総額および各国内訳



(出所) フィリピン統計局 (PSA) ウェブサイト「Foreign Investments」

産業構造 (名目GDP内訳: 2017年)



(出所) フィリピン統計局 (PSA) ウェブサイト「National Accounts of the Philippines」
 (注) 各割合は小数第二位を四捨五入しているため、合計は100%にはならない。

- ◆ 2016年にミンダナオ島ダバオ市長であったドゥテルテ氏が第16代大統領に就任。
- ◆ 経済政策の中核に掲げるインフラ整備を始め、更なる経済発展が期待される。

主要経済項目(2016年6月20日発表)

- ① 現在のマクロ経済政策の維持(財政・金融・貿易政策を含む)
- ② 制度的税制改革とより効率的な徴税、インフレ率を反映した税制の導入
- ③ 競争力の強化と事業のしやすさの向上
- ④ インフラへの支出強化(GDPの5%)、PPPの活用
※現在はGDP比7%に引上げ
- ⑤ 地方企業、農業の生産性向上と農村観光の振興に向けた農村開発
- ⑥ 投資促進に向けた土地所有制度の強化、不動産管理・登記関連省庁の改善
- ⑦ 健康・教育システムを含む人的資源の開発(社会保険・教育・人材育成)
- ⑧ 自立と包括的発展に向けたイノベーションと創造性強化のための科学、技術、芸術の促進
- ⑨ 貧困層保護の為、社会保障プログラムの改善
- ⑩ 家族計画の促進(責任ある両親の育成・貧困層への家族計画の周知)

(出所) Public-Private Partner Centerウェブサイトを基に弊社作成

- ◆ 2017年に3月18日に経済的奨励措置の指針となる2017年度版投資優先計画(Investments Priorities Plan: IPP)を発行。
- ◆ 2014年版と比べ中小零細企業への配慮や一部分野についてはメロマニラ以外の場所に限定する等、地方経済の活性化も焦点となっている。

投資推奨事業分野

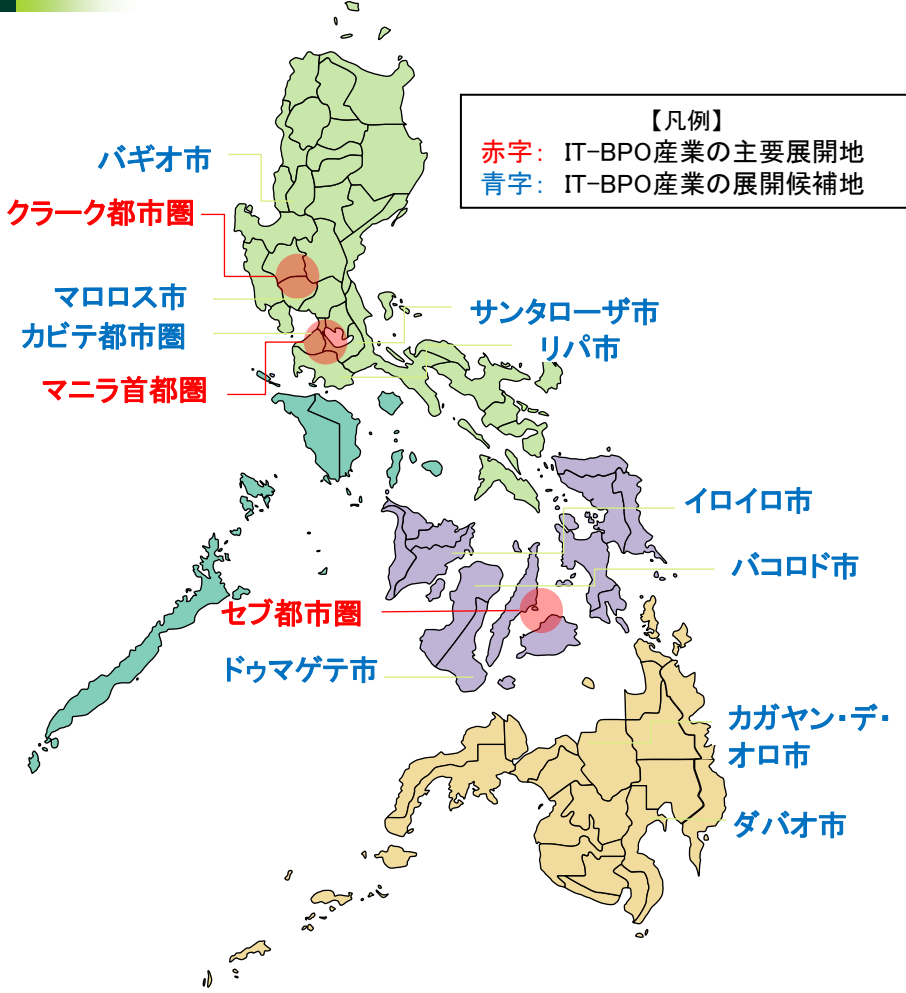
- ① 基準を満たすすべての製造業 (注1)
 - ② 農業・漁業・林業 (近代化プロジェクトを除き、マニラは対象外)
 - ③ 戦略的サービス業 (注2)
 - ④ ヘルスケア産業 (薬物厚生施設を含む)
 - ⑤ 集合住宅 (賃貸用低コスト住宅を除き、マニラは対象外)
 - ⑥ インフラ・物流
 - ⑦ イノベーションを促進する事業分野 (注3)
 - ⑧ インクルーシブ・ビジネス(IB) モデル (注4)
 - ⑨ 環境・気候変動関連プロジェクト
 - ⑩ エネルギー (注5)
- 左記の投資優先事業分野の他、従来通り以下の経済活動に対しては奨励措置を付与。
 - ① 輸出関連事業分野
 - ② 特別法に基づく活動 (植林、鉱物の採掘・加工、書籍・教科書の発行、石油製品の精製・備蓄・輸送、リハビリ支援、再生可能エネルギー、観光)
 - ③ イスラム教徒ミンダナオ自治地域(AMM)の一部経済活動
- (注1) 工業品の製造及び農産・水産物の加工における半製品、完成品もしくは消費財の製造活動が対象(機械・装置及びプレハブ住宅用部品製造も含む)。近代化プロジェクトを除き、マニラは対象外。
- (注2) 以下事業分野が対象。
集積回路設計、クリエイティブ産業・ナレッジベース産業(コンタクトセンター、データ分析、アニメーション制作、ソフトウェア開発等)、航空機の保守・修理・整備(MRO)、代替エネルギー自動車用充電・燃料補給施設、産業廃棄物処理、電気通信事業(新規参入のみ)、工業プラント及びインフラの最先端工学・調達及び建設
- (注3) 研究開発活動、臨床試験の実施、インキュベーションセンターの設立等。
- (注4) 農業・観光業を営む大・中規模企業による零細・中小企業への事業機会への提供を行う事業活動。
- (注5) 従来型燃料・天然資源の効率使用、排熱およびその他廃棄物を利用した発電プロジェクト及び電力貯蔵システムの構築が対象。

(出所) ジェトロウェブサイト

(ご参考)国内経済を牽引するIT-BPOの拡大

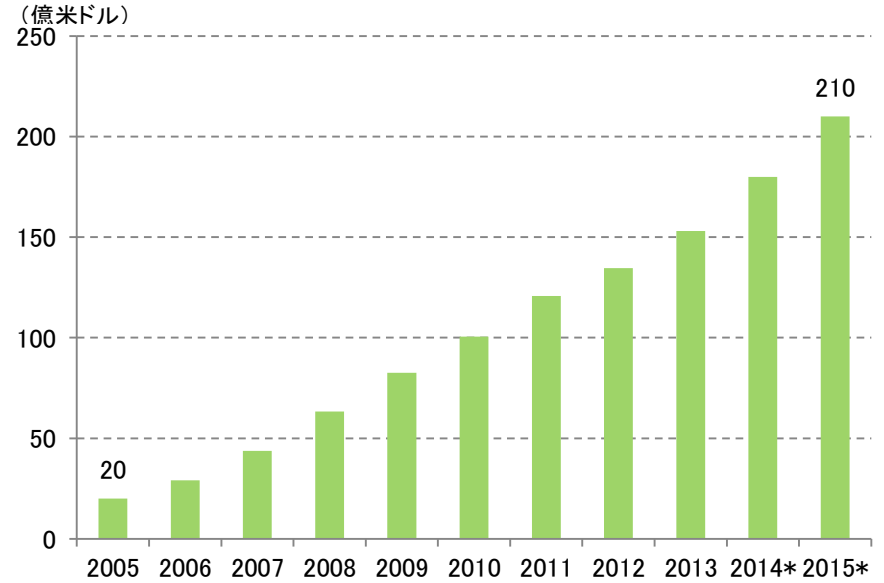
- ◆ 英語能力の高い人材と通信インフラを低コストで調達できる環境を背景に、IT-BPO産業が成長。
- ◆ 政府は「ロードマップ2016」を策定し、IT-BPO産業の売上高および雇用者数に関する目標を設定。

IT-BPO産業の主要な展開地および候補地の概要



(出所)IT and Business Process Association of the Philippines (IBPAP) 「IT-BPO INVESTOR PRIMER」

IT-BPO産業全体売上高の推移



(出所)フィリピン中央銀行(BSP)ウェブサイト「Monetary, External and Financial Statistics」、ジェトロ ウェブサイト
 (注)2014年、2015年は推計値

- IT-BPO産業の現状**
- OFWからの送金、電機電子製品の輸出と並び、フィリピンの外貨獲得源の柱の1つとなっている
 - 欧米企業が相次いで進出しており、取り扱い業務は多様化、高度化。特にヘルスケア関連の企業からの委託が広がっている

3. 主要経済指標

Information Only

		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017 (参考)	
GDP	名目GDP(億米ドル)	2,241	2,501	2,718	2,846	2,928	3,049	3,134	
	実質GDP成長率(%)	3.7	6.7	7.1	6.1	6.1	6.9	6.7	
	1人当たりGDP(米ドル)	2,380	2,592	2,768	2,849	2,883	2,953	2,976	
国際収支指標	経常収支(億米ドル)	56	69	114	108	73	▲ 10	▲ 12	
	経常収支対GDP比(%)	2.5	2.8	4.2	3.8	2.5	▲ 0.3	▲ 0.4	
	貿易収支(億米ドル)	▲ 204	▲ 189	▲ 177	▲ 173	▲ 233	▲ 355	▲ 412	
		輸出	383	464	445	498	432	427	482
		輸入	587	653	622	672	665	783	894
	外貨準備高(億米ドル、年末)	673	735	757	721	740	734	732	
	対外債務残高(億米ドル、年末)	756	799	785	777	775	748	731	
景気指標	失業率(%)	7.0	7.0	7.1	6.8	6.3	5.5	5.7	
	消費者物価上昇率(%)	4.7	3.2	2.9	4.2	1.4	1.8	3.2	
	鉱工業生産指数上昇率(%)	1.7	7.8	13.9	7.3	2.6	11.7	0.6	
財政・金融指標	政策金利(%、年末)	-	-	-	-	-	3.50	3.50	
為替・株	為替レート(PHP/USD、年平均)	43.313	42.229	42.446	44.395	45.503	47.492	50.404	
	株価指数(年末)(注)	4,372	5,813	5,890	7,231	6,952	6,841	8,558	
日系企業総数(拠点数、各年10月1日現在)		1,171	1,214	1,260	1,521	1,448	1,440	-	

(出所)CEIC、外務省「海外在留邦人数調査統計」

(注)PSE: Index: PSEi

4.1 投資規制「外資規制①」

◆ 外国資本の投資が禁止・規制される業種は、「外国投資ネガティブリスト」に記載。

第10次外国投資ネガティブリスト

リスト	外国投資の出資比率制限業種
A	禁止 <ul style="list-style-type: none"> レコーディングを除くマスメディア 憲法14条に定める専門職（薬剤師、放射線・レントゲン技師、犯罪捜査、山林管理、弁護士） 小売業（払込資本金額が250万米ドル未満）（注1） 協同組合 民間警備保障会社 小規模鉱業 海洋資源、天然資源の利用 闘鶏場の所有、運営、経営 核兵器の製造、修理、貯蔵、流通 生物・化学・放射線兵器の製造、修理、貯蔵、流通 爆竹その他花火製品の製造
	20%以下 <ul style="list-style-type: none"> ラジオ通信網
	25%以下 <ul style="list-style-type: none"> 雇用斡旋 公共事業の建設、修理契約（BOT法（注2）に基づくインフラ開発プロジェクト、国際競争入札を条件とする海外財源・海外支援によるプロジェクト除く） 防衛関連施設の建設契約
	30%以下 <ul style="list-style-type: none"> 広告業
40%以下 <ul style="list-style-type: none"> 天然資源の探査、開発、利用 私有地の所有 公益事業の管理、運営 教育機関の所有、設立、運営 米、とうもろこし産業 国有・公営・市営企業への材料、商品供給契約 BOTプロジェクトの提案、施設運営 深海漁船の運営 損害査定会社 共用部分を他の世帯や法人と所有するコンドミニウムユニットの所有 	

リスト	外国投資の出資比率制限業種
B	40%以下 <ul style="list-style-type: none"> 国家警察の許可を要する品目の製造、修理、保管、流通 国家防衛省の許可を要する品目の製造、修理、保管、流通 危険薬物の製造、流通 公共の保健および道徳に影響を及ぼす危険性があるため、法により規制されているもの 全ての賭博行為 払込資本金額20万米ドル未満の国内市場向け企業 先端技術を有するか、50人以上を直接雇用し、払込資本金額10万米ドル未満の国内市場向け企業

リストの定義

リストA	外国人による投資・所有が、憲法および法律により禁止・規制されている分野
リストB	安全保障、防衛、公衆衛生、公序良俗に対する脅威、中小企業保護の観点から外国人による投資・所有が規制されている分野

（出所）ジェトロウェブサイト

（注1）払込資本金が250万米ドル以上で、かつ一定の条件を満たす場合、100%外資が認められる。

（注2）BOT法…共和国法第7718号。民間事業主体が建設・運営後、公共に施設の所有権を移転する（Build-Operate-Transfer）方式を定める。

4.2 投資規制「外資規制②」

- ◆ 外国企業や外国人による土地の所有は認められていないが、外国人投資家は、土地をリースすることが可能。
- ◆ 小売への厳しい外資規制のため、大企業以外ではフランチャイズでの進出が一般的。

その他の外資規制

規制対象	規制内容	留意事項
資本規制	<ul style="list-style-type: none"> ● 授権資本の最低25%相当の株式引受け ● 引受株式の最低25%の払込み ● 払込資本金5,000ペソ以上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国資本40%以上の会社(国内市場向け)の最低払込資本要件は20万米ドル
土地所有に関する規制	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地の所有はフィリピン人のほか、フィリピン人が資本の最低60%を所有する企業のみ限定されており、外国企業や外国人には認められていない ● 長期リース方式を使用する方法と、地場パートナーと土地保有会社を設立する方法がある 	<ul style="list-style-type: none"> ● リース期間は、投資のみを利用目的とする土地については最長50年、投資のみを利用目的としない土地については最長25年(共に25年の延長が可能) ● フィリピン人が60%以上を出資して土地保有会社を設立し、その会社からリースする手法が一般的

(出所)日本アセアンセンターウェブサイト

小売規制 (フィリピンでは外食業も小売業に該当)

参入条件	小売業	奢侈品小売業
資本規制	払込資本金250万米ドル以上 現地企業買収の場合、買収対象企業の純資産が250万米ドル以上	1店舗につき、払込資本金25万米ドル以上
店舗設置	1店舗83万米ドル以上の投資	
親会社	a 親会社の純資産が2億米ドル以上 b 世界で5カ所以上の直営もしくはフランチャイズ店を有するか、資本金が2,500万米ドル以上の店舗またはフランチャイズを1店舗以上有する c 5年以上の小売実績を持つ d 親会社の登記国がフィリピン資本の小売業参入を認めている	純資産5,000万米ドル以上
株式公開	外資比率が80%以上の場合、営業開始後8年以内に最低30%株式をフィリピンの証券取引所を通じて公開する	条件なし

(出所)ジェトロウェブサイト

5.1 進出手続き「進出形態」

- ◆ 現地法人設立による進出が一般的。100%子会社化が可能。
- ◆ 現地法人の他、支店や駐在員事務所といった経営形態が可能。

経営形態(拠点設立)

項目	現地法人	支店	駐在員事務所		
設立登録	必要				
法律上の性格	本社と別の法人格	本社の出先機関			
営業活動	可能だが、外国投資ネガティブリスト分野への参入は不可		不可		
必要なフィリピン居住者	取締役:5~15名 秘書役:1名 財務役:1名 詳細以下 <現地法人の役員・役職者規定> ご参照	居住代理人:1名(フィリピン居住者)			
最小投資額 (注1)	先端技術使用あるいは現地直接雇用50名以上	それ以外	先端技術使用あるいは現地直接雇用50名以上	それ以外	本社は設立資金として、3万米ドル以上を送金
	外国資本40%未満	原則5千ペソから可	輸出型企業	原則5千ペソから可	
	外国資本40%以上の輸出型企業(注2)		輸出型企業以外	10万米ドル	
	外国資本40%以上の非輸出型企業	10万米ドル	20万米ドル	10万米ドル	20万米ドル
利益送金	可能			対象外	
法人税	要(赤字であっても、設立4年目からは最低法人税が課せられる)(注3)			不要	

(出所) ジェトロウェブサイトを基に作成

- (注1) 一部事業内容によって別途個別に最低払込資本金額の定めあり。
- (注2) 輸出型企業: 売上の60%以上を外国に輸出する製造業者、加工業者、サービス業者等(PEZAの認定する輸出企業(間接輸出や輸出企業への役務提供を含め、輸出割合が70%以上)と異なり、国外に対して外貨で販売する割合が60%以上であることに注意)
- (注3) 最低法人税率は総所得(総収入から返品・値引・割戻及び売上原価を差引)の2%。PEZA、BOI等の優遇を受けていればその規定に従う。
- (注4) 取締役は最低でも1株以上の引受を行う必要あり。

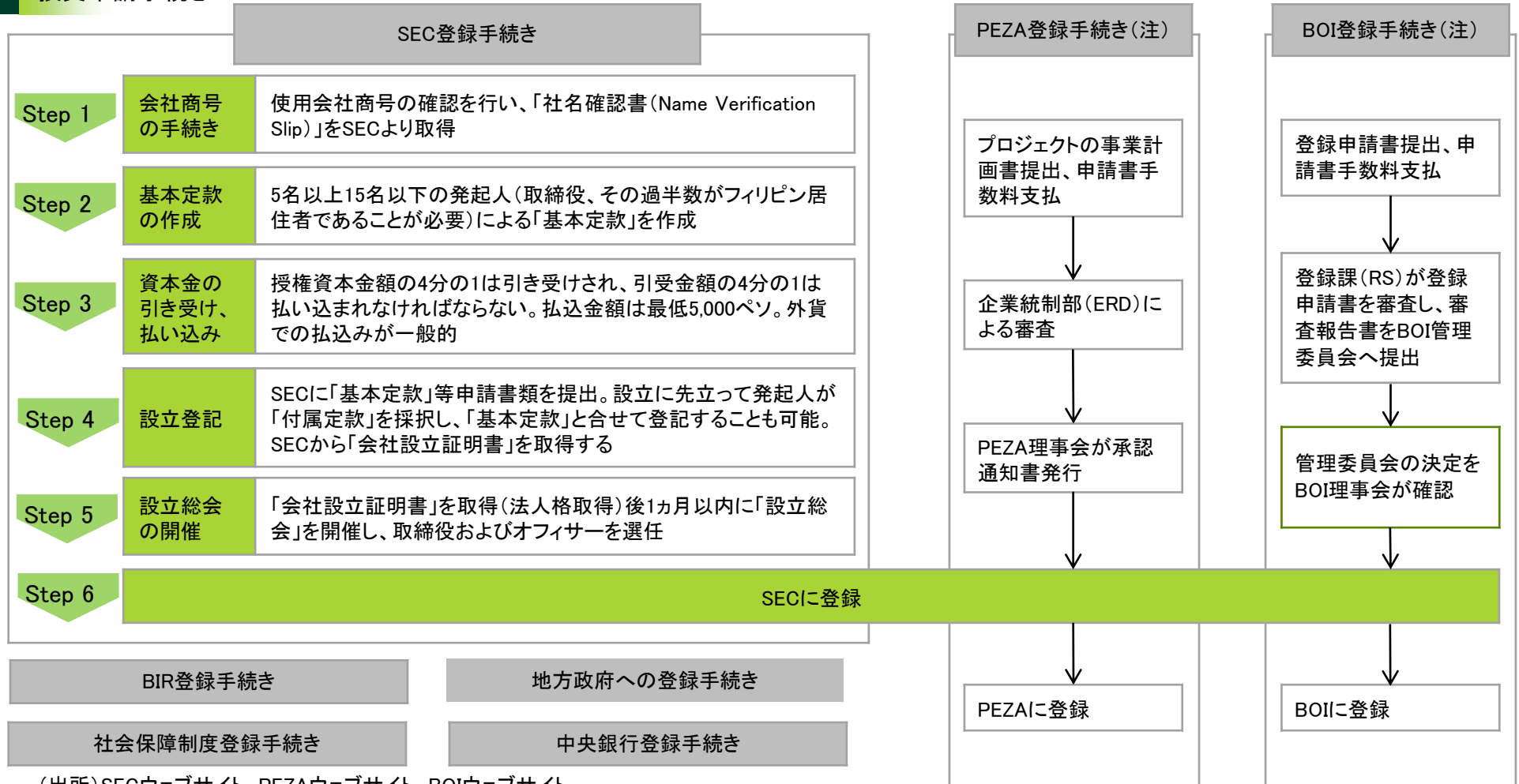
<現地法人の役員・役職者規定(注4)>

役職	人数	国籍	居住要件	取締役との兼任
取締役	5~15名	問わず	過半数がフィリピン居住者	—
代表取締役	1名	問わず	問わず	必須
秘書役	1名	フィリピン人	フィリピン居住者	可 (ただし代取との兼任は不可)
財務役	1名	問わず	フィリピン居住者であるべきとのSEC指導	可 (ただし代取との兼任は不可)

5.2 進出手続き「投資申請手続き」

- ◆ フィリピンへ投資を行う場合、証券取引委員会（SEC）への登録が必要。
- ◆ 後述のPEZAをはじめとした経済特区庁やBOI等の投資委員会の認可を受けることで、優遇措置の享受が可能。
- ◆ PEZAは土地のリース契約や営業免許を取得する手続きも含めたワンストップサービスを提供。

投資申請手続き



（出所）SECウェブサイト、PEZAウェブサイト、BOIウェブサイト

（注）SEC登録手続きとPEZA、BOIの各登録手続きを並行して行うことも可能。但し、PEZA、BOIの最終承認にはSECの登録を完了していることが必要。

(参考) TITF口座

- ◆ 法人・支店・駐在員事務所設立の際、「TITF口座」と呼ばれる資本金を払い込むための口座を開設。
- ◆ 配当金等を送金する際は、「中央銀行登録証明(Bangko Sentral Registration Document:BSRD)」が必要。

TITF口座

<TITF口座とは>

- TITFはTreasurer in trust for の略で、例えば”Mr./Ms. A, treasurer in trust for B Corporation (B社の資金管理人であるA氏/女史)”といった名義で開設される(設立予定であるB社のいわば「仮口座」という位置づけ)
- 資金管理人(署名権限を付与)は、会社設立関係当事者の誰を指名しても構わないが、通常は会社設立手続きを行っているコンサルタントや法律事務所の弁護士資格を持つ者(通常attorney)を指名することが多い

口座開設に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> a. 口座開設申込書 b. 財務担当者の公証済み同意宣誓書(SECフォーマット) c. 財務担当者・職務代行者の本人確認書類 d. 定款および付属定款(または同等の書類) e. SEC宛の取引業務施行の申請 f. 支店・地域統括事務所の特別委任状または同等の書類 g. 主たる営業所の所在地の証明(任意) (e, f は現地法人の場合不要) ※必要書類が整えば、通常2～3日でTITF口座開設が行われ、口座番号が決定される。(注)	
口座の性質	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行では「普通預金」として取り扱うため、普通預金金利が付与される ● 一旦入金された資金は、会社設立を中止する場合を除き、口座の資金管理人といえども出金は一切できない(資金を持ち出される懸念がない) ● 会社設立手続き完了後、TITF口座を設立済みの会社名義に変更(通常署名権限者も変更)し、通常の普通預金として利用できるようになる 	
特記事項	①口座の開設	<ul style="list-style-type: none"> ● 支店・駐在員事務所設置の場合も、上記同様TITF口座の開設が必要 ● 増資の場合は、既存口座を利用できるため、TITF口座の開設は不要
	② 資本金の払い込み	<ul style="list-style-type: none"> ● 資本金の払い込み時に、受領銀行より発行される「被仕向送金証明書(Certificate of Inward Remittance: CIR)」は証券取引委員会(SEC)への会社登録やフィリピン中央銀行(BSP)への外国投資登録に必要。BSPはCIRを基に「中央銀行登録証明(Bangko Sentral Registration Document:BSRD)」を発行し、外国投資登録が完了する
	③配当金等の送金	<ul style="list-style-type: none"> ● 配当金等を送金する際は、中央銀行登録証明(BSRD)が必要

(出所)各種報道

(注)但し、必要書類が整うまでに時間を要する場合があるため、時間に余裕を持った運営が必要。

6.1 投資優遇措置「概要」

◆ PEZAをはじめとした経済区庁やBOI等の投資委員会、法律により、複数の優遇措置が存在。

優遇措置の概要

対象	投資誘致機関・根拠法	代表的な優遇措置の概要
業種	投資委員会 (BOI)	<ul style="list-style-type: none"> ● 4～8年間、法人所得税免除 ● 資本設備額に対する労働者数比率がBOIの定める水準ならば、雇用者増加に伴う労務費増加額の50%を5年間、課税所得から追加控除 ● 委託生産設備の無制限使用 ● 5年間(延長可)、監督者、技術者または顧問としての外国人の雇用 ● 10年間、繁殖用家畜および遺伝学的材料の免税輸入 ● 10年間、国産の繁殖用家畜および遺伝学的材料の税額免除 ● 輸出製品およびその構成部品の製造、加工または生産に使われる原材料、供給品、半製品の国内諸税相当額の免除 ● 保税工場、倉庫の利用 ● 埠頭税、輸出税、課徴金等の免除 ● 通関手続きの簡略化
	BOT法	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資額10億ペソ超のプロジェクト: BOI登録を前提として、BOI登録企業と同様の優遇措置 ● 投資額10億ペソ以下のプロジェクト: BOIの現行投資優先計画(IPP)に該当するプロジェクトであれば、BOI登録を前提として、BOI登録企業と同様の優遇措置
地区	フィリピン経済区庁 (PEZA)	<ul style="list-style-type: none"> ● 3～6年間、法人所得税免除 ● 法人所得税免除期間終了後、国税・地方税に代わり5%の特別所得税率を適用 ● 税関手続きの簡略化 ● 監督者、技術者または顧問としての外国人の雇用 ● PEZA企業の外国人、その配偶者および21歳未満の未婚の子弟への数次ビザの発給
	スービック湾都市開発庁 (SBMA)	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業開始後、国税・地方税に代わり5%の所得税率を適用 ● 関税、付加価値税の免除
	クラーク開発公社 (CDC)	<ul style="list-style-type: none"> ● BOI登録企業およびPEZA登録企業と同様の優遇措置 ● スービック特別経済・自由港区内の一切の優遇措置

(出所) BOIウェブサイト、PEZAウェブサイト、SBMAウェブサイト、CDCウェブサイト、ジェットロウェブサイト

6.2 投資優遇措置「BOIの概要」

◆ 投資委員会(BOI)に登録した企業は、投資優先計画(IPP)リスト記載の奨励分野において優遇措置を受けられる

優遇措置の概要

対象企業	優遇措置の概要	条件
BOI(投資委員会)登録企業	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人所得税免除(パイオニア企業は6年間、非パイオニア企業は4年間。特定の条件を満たす場合、延長により最大8年間) ● 労務費に関する追加控除 ● 委託生産設備の無制限使用 ● 監督者、技術者または顧問としての外国人の雇用 ● 繁殖用家畜および遺伝学的材料の免税輸入 ● 国産の繁殖用家畜および遺伝学的材料の税額控除 ● 輸出製品に使われる原材料、供給品、半製品の国内諸税相当額を免除 ● 保税工場・倉庫の利用 ● 埠頭税、輸出税、課徴金の免除 ● 通関手続きの簡略化 	<p>所有形態に関する要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議決権を有する株式の60%をフィリピン人が所有していること(生製品の70%以上が輸出向けである場合を除く) <p>事業形態に関する要件(以下いずれか一つを満たす必要あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IPP投資奨励事業分野に記載された分野であること(記載されていない場合は、生製品の50%以上が、外資40%以上の場合は70%以上が輸出向けであること) ● 輸出商品を生産者から購入し、輸出業務に従事・計画をしていること ● 技術サービス・専門サービス・その他サービスの提供に従事・計画をしていること、または国産のテレビ番組、映画、音楽ソフトの直接若しくは登録業者を通じての間接輸出に従事・計画していること

パイオニア企業の定義

分類	条件
パイオニア企業	<ul style="list-style-type: none"> ● フィリピンで現在まで商業生産されたことのない財または原材料の生産 ● 商品の生産にフィリピンで実績のない新規の設計、製法、工程の利用 ● 農業、林業、鉱業およびそれらに関連するサービス業 ● 非在来燃料の生産または非在来エネルギー源を利用する設備の製造 ● 生産、製造、加工における非在来燃料またはエネルギー源の利用、またはそれらの燃料への転換
非パイオニア企業	<ul style="list-style-type: none"> ● パイオニア企業以外の企業

IPP(2017年)投資奨励事業分野(詳細は9ページ参照)

1. 基準を満たす製造業
2. 農業・漁業・林業
3. 戦略的サービス業
4. ヘルスケア産業
5. 集合住宅
6. インフラ・物流
7. イノベーションを促進する事業分野
8. インクルーシブ・ビジネス(IB)モデル
9. 環境・気候変動関連プロジェクト
10. エネルギー

(出所)BOIウェブサイト、ジェトロウェブサイト

6.3投資優遇措置「PEZAの概要」

- ◆ PEZA登録企業は、多くの業種で操業開始から3～6年間法人所得税免除。
- ◆ 法人所得税免除 (Income Tax Holiday: ITH) 期間終了後も、国税・地方税に代わり5%の総所得課税適用。

PEZAの優遇措置の概要

地区要件: PEZAによって指定されたエコゾーン(注)に設置された事業者が対象。
PEZAのステータスは、企業単位ではなく、事業ごとに付与される。

登録可能企業	企業概要	主な財務的優遇措置
輸出製造業	生産の70%以上を輸出する製造、組立、加工事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 操業開始から3～6年間法人所得税の免除(特定の条件を満たす場合最長8年まで延長可能) ● 法人所得税免除期間終了後、国税・地方税に代わり5%の総所得課税適用 ● 設備・パーツ部品等の輸入における関税免除 ● 埠頭税・輸出税等の免除 ● 内国歳入庁及びPEZAの要件を満たす場合、国内調達の付加価値税率ゼロ
ITサービス輸出企業	売上の70%以上を海外の顧客から得るITサービス事業者 例: BPO、コールセンター、データ入力、ソフトウェア開発、マルチメディアやコンテンツ開発等を行う事業者	
観光関連事業	主に海外からの顧客を対象にPEZAの観光特別経済区内にてスポーツ、レクリエーション、宿泊、文化施設等を運営する事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 4年間の法人税免除(投資優先計画に認められた場合) ● 法人所得税免除期間終了後、国税・地方税に代わり5%の総所得課税適用 ● 設備の輸入における関税等の免除 ● 内国歳入庁及びPEZAの要件を満たす場合、国内調達の付加価値税率ゼロ
医療観光関連事業	主に海外からの顧客を対象に保健省に認められた医療サービスを提供する事業者	
輸出志向の農産物加工製造業者	輸出向け農作物の加工製造を行う事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 4年間の法人税免除(投資優先計画に認められた場合) ● 法人所得税免除期間終了後、国税・地方税に代わり5%の総所得課税適用 ● 設備の輸入における関税等の免除 ● 内国歳入庁及びPEZAの要件を満たす場合、国内調達の付加価値税率ゼロ ● 埠頭税・輸出税等の免除
バイオ燃料製造企業	バイオ燃料等のクリーン燃料の原料となる農産物の生産や燃料としての加工を行う事業者	
エコゾーン開発・運営	工業団地、ITパーク、観光・医療観光・農産加工・退職者向けエコゾーン等の経済特区の開発・運営・メンテナンスを行う事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 国税・地方税に代わり5%の総所得課税適用 ● 国内調達の付加価値税率ゼロ
施設・設備事業者	製造業・IT企業・退職者向け施設・設備の所有者及び運営事業者	
公益事業	経済特区内で光熱・水道等の公益サービスを提供する事業者	
運輸・倉庫サービス	PEZA製造業向け倉庫サービス企業やPEZA企業による輸出品製造に使われる材料・半製品等の輸入・国内調達サービスを行う事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 原材料、半完成品 (PEZA登録の輸出製造企業向け) の関税等の免税 ● 原材料 (配送物の確認作業、梱包、目視検査等に使われる原材料) の国内調達の付加価値税率ゼロ

(出所) PEZAウェブサイト、JBICウェブサイト

(注) エコゾーン…外国投資を誘致するためにPEZAが指定する経済特区

7.1 税制「所得課税」

- ◆ 法人所得税は原則30%であるが、投資委員会(BOI)や経済特区庁(PEZA)に登録された法人は法人税免除のインセンティブを受けられる。
- ◆ フィリピン居住者への所得課税は、0~35%の累進税率。

法人への所得課税

項目	概要
税率	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人税率:30% ● 事業開始から4年度目以降は、正味課税所得×30%で計算される通常の法人税額が売上総利益×2%で計算される最低法人所得税を下回る場合、最低法人所得税額を納付
課税対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 内国法人は全世界純課税所得 ● 居住外国法人は、フィリピン源泉純課税所得 ● 非居住外国法人は、フィリピン源泉総所得
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> ● 内国法人 ● 居住外国法人 ● 非居住外国法人
特記事項	<p>【税制優遇】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● オムニバス投資法の下で投資委員会(BOI)に登録された内国法人および外国法人は、法人税やその他税金の免除のインセンティブを受けられる <p>【経済特区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● フィリピン経済特区庁(PEZA)またはその他の特別経済特区は、法人税の免除の供与や全ての国税・地方税の他に、PEZA等への登録事業について(売上-PEZA等が定める製造に要する費用)×5%を全ての国税・地方税の代わりに納めるといった特別のスキームを有している
備考	<ul style="list-style-type: none"> ● 移転価格の概念は米国法にならない独立企業の原則を保持 ● 不当留保金課税は、合理的な必要性のない内部留保に10%を課税、また過少資本税制はなく、保有する資本や資産に課税されることはない ● 支店送金税は、外国支店(PEZA未登録)の本店向け利益送金に15%課税

(ご参考)フィリピン居住者への所得課税

項目	概要
税率	<ul style="list-style-type: none"> ● フィリピン国籍の居住者および非居住者、外国籍の居住者、商業または事業に従事している外国籍の非居住者の所得控除後の給与所得および事業所得は合算され、0~35%の累進税率で課税される ● フィリピン国内で商業または事業に従事していない外国籍の非居住者の場合、フィリピンにおけるあらゆる源泉からの総所得(付加給付を含む)に対し、25%の税率で源泉分離課税が適用される。しかし、不動産の売却または内国法人の株式の売却によって実現したキャピタルゲインは、フィリピン国籍および外国籍の居住者に対するものと同じ税率で課税される
課税対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与、商業、事業もしくは専門的職業の活動による所得、並びに不動産譲渡益、利子、賃貸料、配当、年金、賞金、恩給およびパートナーの分配持分を含むその他所得を含む
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> ● フィリピン国籍の居住者は全世界所得に対して課税 ● フィリピン国籍の非居住者および居住外国人、非居住外国人はフィリピン源泉所得に対して課税

(出所)EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2017」「Worldwide Personal Tax Guide Income tax, social security and immigration 2016-17」、各種報道を基に作成

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

7.2 税制「消費課税・付加給付税」

- ◆ フィリピンの付加価値税の標準税率は12%。
- ◆ 雇用主から従業員へ給付された現金や現物は、付加給付税の課税対象。

フィリピンの付加価値税

項目	概要
税率	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準税率: 12%の他、ゼロ税率有
課税対象	<p>国内での物品販売およびサービスのすべての取引段階でもれなく課税される(不動産、知的財産権、ラジオ、テレビ、衛星等金銭評価が可能な有形・無形の対象または財産を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 課税事業者による課税対象となる物品・財産、サービスの販売・バーター取引・交換、使用または賃貸 ● 著作権、意匠、特許権、設備等のリース、または使用 ● フィリピン国外からの課税対象品の輸入 ● みなし販売取引 等
納税義務者	<p>【営業もしくは事業の過程において以下の活動のいずれかを実施するあらゆる個人、信託、財団、パートナーシップ、法人、ジョイントベンチャー、協同組合または団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 物品または財産の販売、バーター取引、交換またはリース ● サービスの提供 ● 物品の輸入
特記事項	<p>【ゼロレート取引の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● フィリピンから外国への物品の輸出販売および間接輸出等

(出所)EY「Worldwide VAT, GST and Sales Tax Guide 2017」を基に作成

付加給付税

項目	概要
税率	<p>付加給付税(FBT)の税率およびGross up係数の例は以下の通り</p> <p>【従業員が、フィリピン国籍の居住者、外国籍の居住者、フィリピン国内で商業または事業に従事している外国籍の非居住者の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● FBT係数 …35% ● Gross up 係数 …65%
課税対象	<p>付加給付(FRINGE BENEFIT)とは雇用主から従業員(一般従業員として定義された従業員を除く)に付与された物品、サービスその他、現金もしくは現物支給の給付を指す</p> <p>【付加給付の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅 ● 自動車 ● メイドや運転手その他の家事使用人 等
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用主

(出所)EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2017」、「Worldwide VAT, GST and Sales Tax Guide 2017」、「Worldwide Personal Tax Guide Income tax, social security and immigration 2016-17」を基に作成

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

7.3 税制「国際課税」

- ◆ 日比租税条約により、フィリピンと日本の間は二重課税防止を図っている。
- ◆ 軽減税率を適用するためには、フィリピン内国歳入庁に対して租税条約軽減の申請および承認をうける必要がある。

日比租税条約

項目	各条件	(参考) 手続き前税率	税率
配当	<ul style="list-style-type: none"> ● 配当金支払日の直前6ヵ月以上、支払人が発行した全株式の25%を支払人が保有している場合 ● BOIに登録されたパイオニア企業が配当金を支払う場合 	30%	10%
	その他の場合	30%	15%
利息(注)	利息が債券、社債または類似の債務の公募発行に関連して支払われる場合	20%	10%
ロイヤルティ	映画フィルムまたはテレビもしくは放送用のテープに関して支払われる場合	30%	15%
	その他の場合	30%	10%

国際的租税回避行動に対する対応

項目	概要
移転価格税制	<p>2013年1月にBIR(フィリピン内国歳入庁)は移転価格に関する規則を発行した。これらの規則は主にOECDによる移転価格ガイドラインによって規定された独立企業間価格の方法に基づいている。</p> <p>フィリピンの移転価格に関する規則では以下の点が重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● フィリピンの移転価格規則はフィリピン税法の第50条を根拠としており、第50条は、課税所得を適切に按分する権限を与えている ● フィリピンの移転価格規則には、独立企業間価格を決定する方法について述べられている ● フィリピンの移転価格規則は、納税者に独立企業間を国内および国外の関連当事者との間の取引の決定において独立起業間価格を元に取り引価格を決定したことを証明する文書の保管を要求している

(出所)EY「Worldwide VAT, GST and Sales Tax Guide 2017」、ジェトロウェブサイトを基に作成

(注)10%の税率は投資委員会(BOI)に登録されたパイオニア企業が支払う利息にも適用される。

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

8. 貿易・為替管理制度

- ◆ 日比経済連携協定(JPEPA)は既に発効済み。
- ◆ 2013年4月、フィリピン中央銀行(BSP)は外為自由化や通貨ペソの上昇抑制に向けた措置を発表。

貿易管理

輸入規制	禁止品目	● 爆発物や精神薬物、おもちゃの銃、古着およびぼろ、中古車および同部品等
	規制品目	● 所管省庁の輸入許可が必要な品目(コメ、タマネギ等の苗木、塩、肉製品、精製石油製品等)
	地域規制	● 一部の社会主義国からの輸入は、フィリピン国際貿易公社(PITC)の承認が必要
輸出規制	禁止品目	● アバカおよびラミーの種子および苗、金、丸太等
	規制品目	● 所管省庁の輸出許可が必要な品目(衣類および布地、銅精鉱、穀物、植物、砂糖、コーヒー、生きた動物、光学・磁気メディア等)
	地域規制	● なし

貿易取引

輸出決済	● 1992年8月に政府は居住者による外貨受領に対するすべての規制を撤廃しており、輸出業者は合法的な目的であれば、受領した外貨を自由に利用することが可能
輸入決済	● 輸入支払に対する外国為替は、フィリピン中央銀行(BSP)の事前許可は必要ないが、一部輸入規制品目に関しては、産業政策等の観点から輸入許可が必要な場合がある
貿易外取引	<ul style="list-style-type: none"> ● 資本の本国宛送金と資本に対して発生した配当、利益等の送金を行うために必要な外貨を、認可代理銀行(AABs)を通じて調達する場合、外国投資をフィリピン中央銀行(BSP)に事前登録する必要がある(3万米ドル以下の外貨は、BSPの事前承認なしで調達可能) ● なお、フィリピンへペソ建て送金した場合、「海外送金(外貨)払込に関する証明書(Certificate of Inward Remittance)」が受取銀行から発行されないため、配当や返済の際にペソ売り外貨買いができない点に留意が必要 ● 2013年2月にマネーロンダリング防止法が改正され、規制対象者および違法行為が追加された

(出所)DTIウェブサイト、ジェトロウェブサイト

9. 金融動向

- ◆ フィリピンでは、ユニバーサルバンクが大きなシェアを占める。
- ◆ 元利返済金をペソから外貨交換を経て実施する場合には、フィリピン中央銀行(BSP)への事前登録が必要。

金融機関

名称	概要
ユニバーサルバンク	● 商業銀行業務、投資銀行業務、非関連事業への投資を兼営する
商業銀行	● 預金、貸出、信用状発行、外国為替業務、信託業務が認められている

(出所) ジェトロウェブサイト、各種報道

資金調達

国内調達		
地場通貨建て借入	外貨建て借入	市場からの直接調達
<ul style="list-style-type: none"> ● 1年以内の短期借入が中心 ● 不動産担保や保証差入が一般的 ● 外資系企業の場合、銀行保証や親会社保証が要求されることが多い ● 貸出金利は自由。各銀行の調達コストにより決定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 返済原資となる外貨収入がある輸出企業であれば借入が可能 ● 商品、サービス輸出業者が国内銀行の短期外貨ローンを利用する場合、フィリピン中央銀行(BSP)への登録のみでよい ● ドル建ては、LIBOR等市場実勢金利と各銀行の調達コストを勘案して決定 	<ul style="list-style-type: none"> ● コマーシャルペーパー発行には証券取引委員会への登録が必要。しかし登録要件が厳しく、市場も未整備であり、外資系企業の利用は少ない ● 長期社債発行はペソ建、外貨建て共に可能であるが、地場優良企業が対象
海外調達		
<ul style="list-style-type: none"> ● 外貨借入は基本的に自由。民間企業が外貨借入を行うに当たって、フィリピン中央銀行(BSP)からの事前許可は原則不要 ● 親会社からの資金調達としては、増資と親子ローンが可能 ● 親子ローンは増資よりも手続きが容易であるが、金利等の条件設定において移転価格税制に注意が必要 ● 借入利息に対する源泉税は20%、日本宛て借入利息支払は日比租税条約を適用すれば10% ● 元利返済金をペソから外貨交換を経て実施する場合には、フィリピン中央銀行(BSP)への事前登録が必要。 		

(出所) フィリピン中央銀行(BSP)ウェブサイト、各種報道

10.1 インフラ「工業団地」

- ◆ フィリピン経済区庁(PEZA)やスービック湾首都圏庁(SBMA)、クラーク開発公社(CDC)等が工業団地を開発・運営。
- ◆ 輸出加工区(エコゾーン)の入居企業は、多くの優遇措置を受けられる。

工業団地の購入価格・土地賃借料例(2017年1月調査)

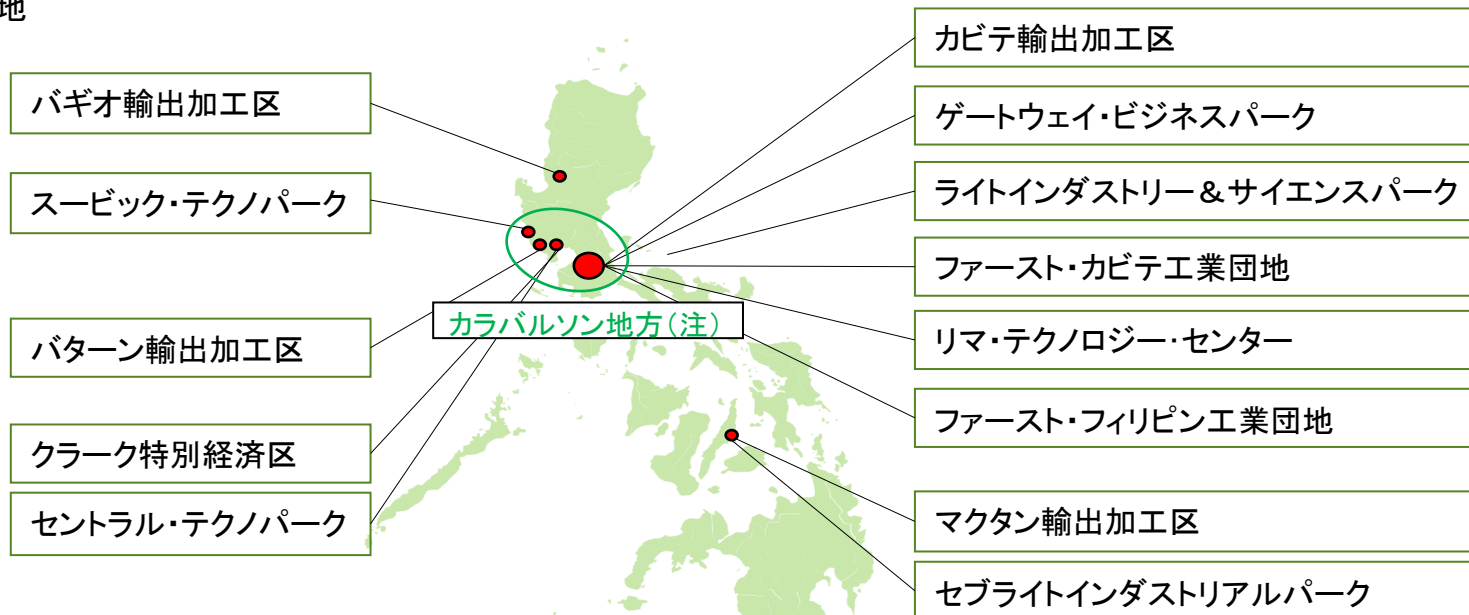
工業団地所在地	工場団地(土地)購入価格	工業団地賃借料(月額)
カラバルソン地方	98~121米ドル (4,600~6,000ペソ) / m ²	1.01~1.61米ドル (50~80ペソ) / m ²

(出所)ジェトロウェブサイト

- フィリピン経済区庁(PEZA)管轄の工業団地は358(うち製造業特区は73カ所)に及ぶ(2016年10月末時点)
- 日本からも大手商社が地域有力開発業者との合弁で、マニラ近郊を中心として大規模な工業団地造成を行う

(出所)PEZAウェブサイト、各種報道を基に作成

主な工業団地



(出所)日本アセアンセンターウェブサイト

(注)カラバルソン地方は、マニラ南部のカビテ州・ラグナ州・バタンガス州・リサール州・ケソン州の総称。日系企業の進出が盛んな地域である。

10.2 インフラ「物流インフラ」

- ◆ ニノイ・アキノ国際空港は、アジア有数の国際空港として機能している。
- ◆ 群島国家であるため、国内外の物流における海運の役割は非常に大きい。

空港

- 公営空港の多くは、運輸通信省によって計画・整備され、管理・運営は同省傘下の航空局 (Civil Aviation Authority of the Philippines: CAAP) が担う
- 国内最大の空港であるニノイ・アキノ国際空港 (NAIA) の2015年の利用客数は約3,700万人で、同空港の収容能力3,000万人を越えており、観光推進の障壁となっている
- 2014年4月、米国がフィリピンの航空安全性を格上げした。フィリピン航空会社の米国就航・増便が可能となる
- 2017年にパングラオ島に新ボホール空港、南ルソンにピコール空港が完成。また、マニラ首都圏にニノイ・アキノ国際空港の代替となる新空港の建設が計画されている

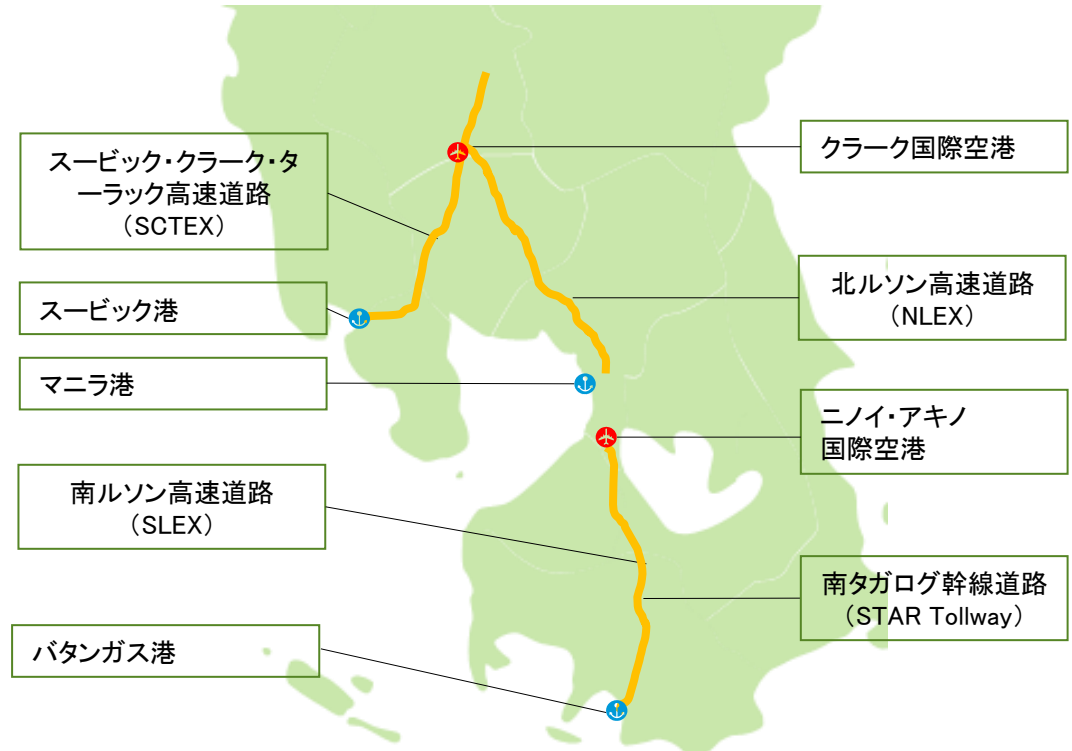
(出所) CAAPウェブサイト、各種報道

港湾

- 港湾の主たる整備・管理者は、運輸通信省傘下の港湾局 (Philippine Ports Authority: PPA) が担う。但し、セブ港はセブ港湾庁 (CPA)、スービック港はスービック湾首都圏庁 (SBMA) の管理となっている
- マニラ港はフィリピン最大の港湾であり、フィリピンの海上貨物の80%以上を取り扱う。2015年に導入されたトラックの乗り入れ時間を事前予約するシステムにより、マニラ港の1日あたりの引き渡しコンテナ数は約2倍に増加し、運用効率が向上した

(出所) PPAウェブサイト、各種報道

マニラ周辺の主要な空港・港湾・道路の実際の位置



(出所) CAAPウェブサイト、PPAウェブサイト

- フィリピン港湾庁 (PPA) は2016年、60億ペソを投じて、国内主要4港等の拡張や改修を行った。PPAは2016年3月末時点で、9種のインフラ整備事業 (総額3億1,303万ペソ) を完了している
- フィリピンの運輸通信省はニノイ・アキノ国際空港の混雑の抜本的な解消のため、民間航空大手に対してクラーク空港の利用を促す等してクラーク国際空港との役割分担を進める方針を示した。現在のクラーク国際空港の収容能力は480万人であり、政府は2019年に新ターミナルを稼働させることを予定している

10.3 インフラ「主なインフラ開発プロジェクト」

- ◆ ドゥテルテ政権は経済アジェンダの一つとして「インフラ整備」を掲げ、インフラ支出を引上げ、開発を加速していく方針。
- ◆ 鉄道分野、道路分野、空港分野がインフラ開発の軸。

ドゥテルテ政権のインフラ開発計画

- ドゥテルテ政権は「ビルド、ビルド、ビルド」という大規模インフラ整備計画を経済政策の中核に掲げ、インフラ関連支出をGDP比7%以上にするを目指す
- フィリピン政府のインフラ支出額は2016年実績の5千億ペソ(約100億米ドル)から2022年までに15千億ペソ(300億米ドル)に拡大する見通し

分野別のプロジェクト予算 (2018年4月時点)

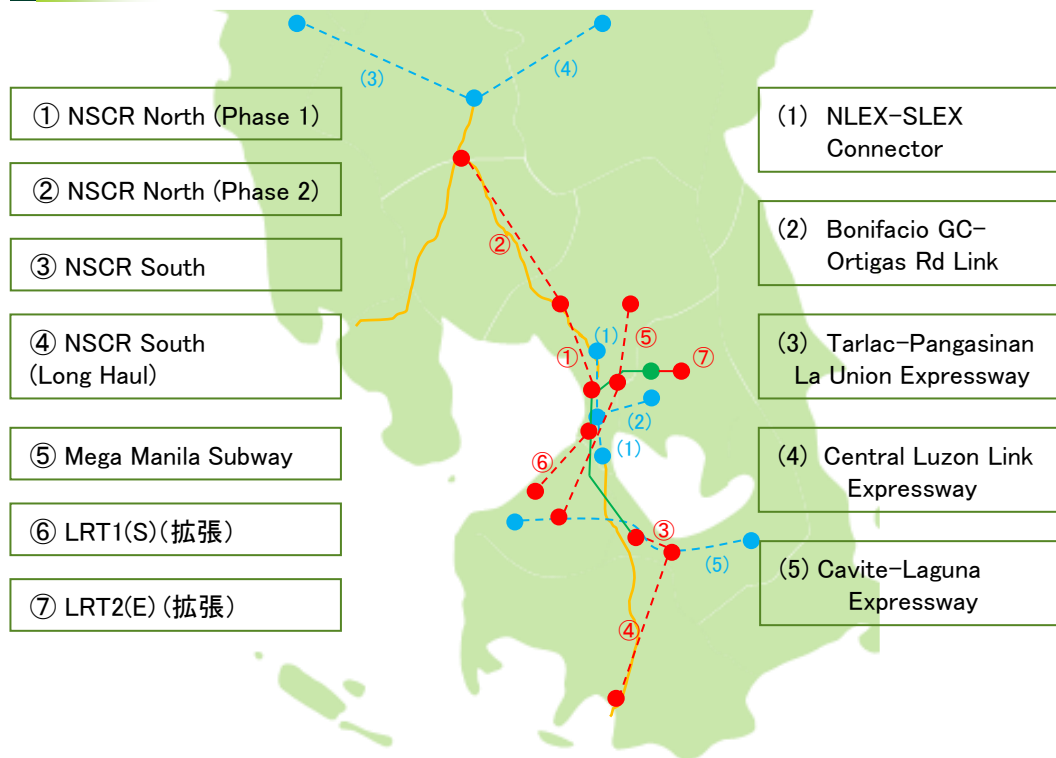
(百万米ドル,件)

	検討中		計画中		調達中		開発中		合計	
鉄道	0	0	15,023	6	5,134	4	56	1	20,213	11
道路	0	0	2,451	4	3,052	16	8	1	5,511	21
空港	0	0	2,594	14	402	3	251	1	3,247	18
都市開発	2,106	3	626	2	0	0	263	2	2,995	7
公共交通	0	0	976	2	355	3	755	1	2,087	6
治水	0	0	158	1	0	0	158	2	316	3
港湾	0	0	114	2	30	1	0	0	144	3
情報通信	20	1	0	0	0	0	0	0	20	1
合計	2,126	4	21,942	31	8,975	27	1,491	8	34,534	70

※換算レート: USD1=PHP50

(出所) Philippines Infrastructure Transparency Portal “Buil Build Buil”、JICAホームページを基に弊行作成

マニラ周辺の主要インフラ開発プロジェクト(鉄道・有料道路)



【ご参考】代表的な日本政府によるプロジェクト支援

プロジェクト名	円借款限度額(億円)	調印日
NSCR North (phase1)	2,419.91	2015年11月
Mega Manila Subway (phase1)	1,045.30	2018年3月
Central Luzon Link Expressway	227.96	2012年3月

10.4 インフラ「電力・通信」

- ◆ 政府は発電の民営化や電力市場の規制緩和を進めた結果、外資の参入が進んでいる。
- ◆ プリペイド式の携帯電話が広く普及しており、近年は無線ブロードバンドの環境が広がりつつある。

電力・通信の現状

項目	概要
電力	<ul style="list-style-type: none"> ● 原子力発電を行わず、火力発電の割合が高い（火力75%、地熱13%、水力11%） ● 主要島しょ間での配送電の不備等が課題として残るものの、大規模な停電は見られなくなりつつある ● 電気料金はアジアの中で、日本と並んで最高水準の高さ。政府は、エネルギー計画の下で、電力市場の規制緩和を進めており、外資の参入が進んでいる
通信	<ul style="list-style-type: none"> ● フィリピンにおける通信のサービス形態別普及率は、固定電話回線が3.2%、携帯電話が115.8%、ブロードバンドが4.9%（2015年） ● フィリピンでは、携帯電話利用者の多くがプリペイド式であり、SMSの利用が高い点も特徴である ● 固定通信網の設備不足を反映して、ブロードバンド普及率は低いものの、近年はWiMAX（注）等の無線ブロードバンドが普及しつつある

（出所）DOE（Philippine Department of Energy）ウェブサイト、ITUウェブサイト、ジェットロウェブサイト

（注）無線通信技術の規格の一つ。

主要都市の電力・通信料金水準（米ドル）

項目		マニラ	セブ
電気料金 （業務用）	1Kwhあたり	0.19	n.a. （マニラと 同水準）
通信 （固定電話）	月額基本料	住宅用：16 業務用：32	住宅用：16 業務用：32
	1分あたり	市内：なし 市外：0.12	市内：なし 市外：0.12
通信 （携帯電話）	月額基本料	46	46
	1分あたり	0.12～0.14	0.12～0.14

（出所）ジェットロウェブサイト

（注）電気料金は2017年1月、通信は2012年1月の水準。

- ドゥテルテ政権では、石炭火力による発電の再生可能エネルギーへの置き換えを目指していたアキノ前政権下の方針を転換し、石炭火力、ガス火力、地熱、水力、原子力等の電力を安定供給できるベースロード電源を強化することを予定している

11.1 労働事情「賃金動向」

- ◆ 最低賃金の改定や労働環境の改善が図られるとともに、「生産性賃金制度」の導入によって各企業の柔軟性が高まる。

近隣主要都市との賃金比較(月額、2017年1月)

項目	マニラ	(ご参考) ホーチミン	(ご参考) ジャカルタ	(ご参考) クアラルンプール	(ご参考) バンコク	(ご参考) 上海	(ご参考) シンガポール
ワーカー (一般工職)	255米ドル (12,652ペソ)	214米ドル	320米ドル	321米ドル	338米ドル	558米ドル	1,703米ドル
エンジニア (中堅技術者)	418米ドル (20,747ペソ)	411米ドル	459米ドル	709米ドル	636米ドル	1,016米ドル	2,586米ドル
中間管理職 (課長クラス)	921米ドル (45,743ペソ)	846米ドル	1,008米ドル	1,409米ドル	1,403米ドル	1,774米ドル	4,050米ドル
法定最低賃金	9.14~9.89 米ドル/日	169米ドル/月	251米ドル/月	223米ドル/月	8.35米ドル/日	316米ドル/月	規定なし
賞与支給額	1.95ヵ月	1.42ヵ月	1.96ヵ月	1.97ヵ月	2.83ヵ月	2.1ヵ月	2.24ヵ月

- フィリピンでは最低賃金制度を採用。1989年の改定を受けて、全国一律から地方ごとの賃金決定に変更。改定時期も地域によってばらつきが生まれた。都市と地方の生活水準格差を配慮し、最低賃金が相対的に安い地方への企業誘致が促進されている
- 2011年より、最低賃金の他に生活手当(COLA)の支払いが雇用主に義務付けられている
- 2012年の改定より、「生産性賃金制度」が導入された。これにより従業員の生産性や企業の財務状況に応じて、企業が任意で賃金を調整可能となった。但し、最低賃金法の細則は施行されていない
- 2013年に、労働法の適用外だった家内労働者を保護する家内労働者法が成立。大幅な労働条件・待遇改善が期待される

(出所)ジェトロウェブサイト

11.2 労働事情「労働管理・労働市場」

- ◆ 商業や不動産業等、近年は第3次産業が発展。かつて事業環境の障害要因であったストライキ件数は、大きく減少。

労働管理

項目	概要
法定労働時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 1日8時間、1週間48時間を超えてはならない
時間外労働	<ul style="list-style-type: none"> ● 時間外労働に対しては25%増の手当を支払う ● 午後10時から午前6時の夜間労働については10%増の手当を支払う ● 休日労働に対しては30%増の手当を支払う ● 法定祝日の労働に対しては100%増の手当を支払う
給与の支払い	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低2週間に1回または1カ月に2回、16日を越えない間隔で支払う
休暇	<ul style="list-style-type: none"> ● 連続6日間の勤務ごとに連続24時間以上の休息を与える ● 1年以上勤務した従業員に年間5日間の有給休暇を与える ● 出産予定日前2週間、分娩後4週間の有給の出産休暇を与える
解雇	<ul style="list-style-type: none"> ● 正当な理由や会社に対して甚大な損失・損害を与えた場合を除き、正規雇用者を解雇することは困難
定年退職	<ul style="list-style-type: none"> ● 60歳に達し、5年以上勤務した従業員に、就労年数1年あたり最低2分の1カ月の賃金に相当する退職金を支払う

労働市場

- 政府は、BPO (Business Process Outsourcing) 産業を有力な雇用創出産業として位置付けている
- 国内の労働機会が不足していることから、海外就業を奨励しており、海外出稼ぎ労働者は人口の約1割
- 英語が広く普及しているため、ワーカーを含めたあらゆる職層とのコミュニケーションが、他のASEAN諸国に比べて容易
- フィリピンの事業環境の障害要因と言われたストライキは、政府の諸策(政府の労働雇用省(DOLE)傘下の機関が労使問題円満解決に責任を負う仕組みの構築等)により減少(ストライキの件数は、2007年から2012年まで6年連続で10件未満)

OFW(海外出稼ぎ労働者)の多様化

- かつてフィリピンのOFWは、メイドや建設労働者が多かったが、英語や各種スキルの向上を背景に、船員やエンジニア、看護師等の医療従事者等、多様な職種が育ちつつある
- 日本においても日比EPAに基づき、看護師・介護士候補者の受入れ体制が整備されている

(出所)ジェトロウェブサイト、各種報道

- 本資料は情報の提供のみを目的として作成されたものです。特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームに関する申し出や勧誘を意図したのではなく、また特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームの提供をお約束するものでもありません。
- 本資料は一般に信頼できると思われるデータに基づき作成しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。本資料の利用に関してはお客さまご自身でご判断下さいますようお願い致します。
- 本資料記載の情報は、今後の経済情勢・マーケット動向等の変化により、内容に変更が生じる場合があります。また、本資料に記載する見解や評価は記載時点でのもので、将来の変動を正確に予想することも困難です。最終的にはお客さまの相場観に基づいてご判断下さいますようお願い致します。なお、本資料に金融商品・サービス等の記載がある場合、当該金融商品・サービス等はお客さまに適切なものであるとは限りません。
- 本資料記載の情報に関する会計・税務・法務面の問題点の有無につきましては、会計士・税理士・弁護士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。
- 本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることはご遠慮いただきますようお願い致します。

本資料についてのご照会は、
お取引店までお問い合わせください。